

「医師連絡票」有効期間の見直しについて

お子さんが病気にかかったときの頼れるミカタ、病児・病後児保育室ご利用までの流れ

STEP1	お子さんが元気なうちに	病児・病後児保育室で	事前登録… (A) 事前登録票を提出	
STEP2	お子さんが病気になったら	かかりつけ医で	受診後に (B) 医師連絡票を発行してもらい	⇒施設の空き状況を確認して予約
STEP3	利用当日	病児・病後児保育室で	(B) 医師連絡票と (C) 利用申込書を提出	

見直し内容…(B)医師連絡票の有効期間が変更となります。

令和5年3月利用分まで	発行日を含んで2日間
↓ 令和5年4月利用分から	発行日を含んで3日間

- ◆受診日（医師連絡票発行日）と翌日は自宅で看病し、3日目に利用する場合、症状が変わっていないければ、もう一度受診して医師連絡票を発行してもらう必要がなくなります。
- ◆ただし、症状が変わっていない場合に限るため、病児保育室の医師（病後児保育室の連携医）により利用可否の判断を行います。

受診日（医師連絡票発行日）を1日目とした利用パターン（例）

	受診日 (医師連絡票発行日)		予約日		利用当日	備考
ア	1日目(前日)	⇒	1日目(前日)	⇒	2日目(当日)	これまでどおり 利用可能な パターン
イ	1日目(前日)	⇒	2日目(当日)	⇒	2日目(当日)	
ウ	1日目(前々日)	⇒	2日目(前日)	⇒	3日目(当日)	見直し後に 利用可能となる パターン
エ	1日目(前々日)	⇒	3日目(当日)	⇒	3日目(当日)	

＜注意事項＞

- I. 予約は利用する前日または当日です（前々日の予約はできません）。
- II. 利用の前々日に発行された医師連絡票で利用を希望する場合、利用希望児童の保護者から聞き取った容態が、医師連絡票の記載内容と異なっていると病児保育室の医師（病後児保育室の連携医）が判断する場合は、利用をお断りする（再受診を依頼する）ことがあります。

※（抗原検査の実施（結果判明）日が前々日である等、）新型コロナウイルス感染症の陰性が確認できない場合を含みます。

「お問い合わせ先」

新潟市こども未来部 保育課

電話 025-226-1225（直通）

E-mail hoiku@city.niigata.lg.jp